

「祝儀ヲ掲ゲタ方ガ結果カヲ見テハヨクツクト思フカ港内後制ト云フ点
 カラ云ハハ三橋旗ヲ掲ゲタ會社ハ後制ヲ破ツタモノヲ裏切者ナラフテ
 之ガ為メヤ部船船ヲ見テ思フ者ニナラフタ
 即チ斯カル後制ハトレテハ日本精神ハ何カニアルアセツ
 (3) 昭和十一年十一月二十六日午後三時半ヨリ我社神戸支店ニ於テ不敬向賣
 員ト我社幹部トノ對決アリ憲兵隊源特高課其ノ他関係官憲立會ノ降ノ幹
 部ト云
 一海軍ガ海艦隊ヲ為サナイ時ノ商船ノ激意表微形式ヲ立法化セテ賞ヒハ
 忠實ニ其ノ通り實行致レヌトアリ
 各官憲憤怒ノ色多カリレト云ハル是罰則ナキト、テ如何トモナス能ハ
 サル故ナリ
 (4) 海軍省通信省外官憲ノ懸解ヲ得タルモノナリトセリ 然レ共其ノ事實ナ
 ク亦尙且モ上至軍ノ御前ニテテ教規、赤心ヲ表明セヌモヨク等ノ諒解
 ガ有リ得ナイ殊ニ海軍省島中佐ハ之ヲ否認シ海軍トシテハ勿論望礼砲ヲ
 發シ登艦礼ヲ行ヒレテ言明セリ
 (5) 神戸支店ノ名ヲ以テ株主其ノ他社外方面ニ左記文書ヲ發送セリ

聲明

拜啓過振御君艦神ノ入港。際在泊の弊社船に於ける御奉迎の儀礼に付キ
 一部より免前批判相受ケ新聞紙上トハ散見仕恨急當時ノ實状は別紙の通
 リに有之假同神高覽被下恨生ハ幸甚ト御禮候
 昭和十一年十一月
 日本郵船株式會社 神戸支店

殿

昭和十一年の海軍特別大演習觀艦式カ阪神沖にて奉行此ハ大際最
 モ先元師陛下と神戸港に迎へ奉りました事ハ百万市民の齊しく欣喜感激
 にも堪えでありまして寶存の至窮と國運の隆昌を此際更に一層痛感致し
 ました次第であります
 我郵船會社に於ては今次の御登艦を素心大めに奉養米糧ヲ考究
 を重けて來まして萬邊漏なきを期して居たのであります。然るに十月
 二十五日御名艦公神ノ御入港當日の弊社船御奉迎の儀礼に就て一部より
 式禮の批判を受け居るのではありませんが弊社と致しましては今次の御登
 艦に方りまして表敬の方法に何等の慎重も考究を怠りませんでした結果在泊期間
 の遵守を注意事項の指令に及ぼすも及ばざりました次第であります
 其の至なるものは
 一 御名艦を拝したる際は乗組員一向上甲板に整列し姿勢を正し脱帽
 して最敬礼を拝み（船客は二階甲板）且國旗を一巻下降し再展揚揚する
 旗章に依る敬礼を拜み最前（御奉迎）に御奉迎申し上げました（船尾旗竿に掲揚し
 てある國旗を斯くすることガ商船の敬礼表敬の方法であります）
 二 御名艦通過の際及御登泊中は汽笛其他一切の音響を止め且御名艦
 近くに旋回せざる様相を揚貨機の使用を禁止し荷役は中止せしめ船又ハ小
 三 近汽船の機付を禁止せしめました
 四 船内に於ける差樂並に類聲を禁止し高所に登り又は無窓等より拝
 するること、若くは衣服類の使用を禁止しました
 五 薄煙の排出は極力防止致しおした
 六 而して御名艦入港當日の十月二十五日神戸港在泊の弊社船の儀礼に就
 ておぼろしく其の筋の指示を仰がすした結果其の通り取運ハ三橋旗を
 掲げなかつたのであります。且又商船の儀礼は海軍艦船の例に倣はと言